

# 小金井市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

近年、地球環境の保全や資源の有効活用という観点から、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体である市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、廃棄物最終処分場の確保は非常に困難なものとなっており、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にあるため、埋立処分量の削減に取り組む必要がある。

小金井市では、家庭ごみの一部有料化や、燃やさないごみの3分別収集など、市民・事業者と連携し、ごみ減量、リサイクル等を推進しているところである。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集することにより、容器包装廃棄物の削減、リサイクル等の推進、最終処分量の削減を図ることを目的とし、市民・事業者・行政それぞれの役割、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	6,330t	6,344t	6,358t	6,372t	6,378t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・啓発活動の推進

ごみ減量キャンペーン、広報誌によるごみ減量・リサイクル特集号の発行、市ホームページの活用、フリーマーケットの実施、廃棄物減量等の啓発活動を推進する。

また、学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制、リサイクル品の利用促進

リサイクル推進協力店認定制度により、リサイクル商品の販売促進、事業者のごみ減量意識の向上、包装の簡素化等を推進する。

- ・買い物袋の持参の徹底

市民まつりでのマイバッグの配布や、ごみゼロ化推進員、事業者、市民団体等と連携したマイバッグ持参運動のさらなる拡充を行い、レジ袋削減を推進する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

再商品化計画や収集機材、選別施設等を勘案し、容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を以下のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主としてガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>		無色のガラス製容器		茶色のガラス製容器		その他のガラス製容器	ガラスびん
	無色のガラス製容器						
	茶色のガラス製容器						
	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック						
主としてダンボール製の容器	ダンボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装						

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み**

**（法第8条第2項第4号）**

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	172t	172t	173t	173t	173t
主としてアルミ製の容器	165t	165t	165t	166t	166t
無色のガラス製容器	(合計) 510t	(合計) 511t	(合計) 512t	(合計) 513t	(合計) 514t
	(引渡) 0t (独自処理) 510t	(引渡) 0t (独自処理) 511t	(引渡) 0t (独自処理) 512t	(引渡) 0t (独自処理) 513t	(引渡) 0t (独自処理) 514t
茶色のガラス製容器	(合計) 231t	(合計) 232t	(合計) 232t	(合計) 233t	(合計) 233t
	(引渡) 0t (独自処理) 231t	(引渡) 0t (独自処理) 232t	(引渡) 0t (独自処理) 232t	(引渡) 0t (独自処理) 233t	(引渡) 0t (独自処理) 233t
その他のガラス製容器	(合計) 252t	(合計) 252t	(合計) 253t	(合計) 253t	(合計) 254t
	(引渡) 0t (独自処理) 252t	(引渡) 0t (独自処理) 252t	(引渡) 0t (独自処理) 253t	(引渡) 0t (独自処理) 253t	(引渡) 0t (独自処理) 254t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9t	9t	9t	9t	9t					
主としてダンボール製の容器	1,110t	1,112t	1,114t	1,116t	1,116t					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	（合計） 323t		（合計） 324t		（合計） 324t		（合計） 325t		（合計） 325t	
	（引渡） 318t	（独自処理） 5t	（引渡） 319t	（独自処理） 5t	（引渡） 319t	（独自処理） 5t	（引渡） 320t	（独自処理） 5t	（引渡） 320t	（独自処理） 5t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計） 1,562t		（合計） 1,565t		（合計） 1,568t		（合計） 1,571t		（合計） 1,571t	
	（引渡） 1,562t	（独自処理） 0t	（引渡） 1,565t	（独自処理） 0t	（引渡） 1,568t	（独自処理） 0t	（引渡） 1,571t	（独自処理） 0t	（引渡） 1,571t	（独自処理） 0t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを以下のとおりとした。

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は過去の人口変動等を勘案し、以下の表のとおり設定した。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
100.22%	100.22%	100.22%	100.22%	100.22%	100.09%

注：表中の数値は対前年度比を示す。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

ガラスびん、紙パック、ダンボール、その他プラスチックについては民間施設で、缶、ペットボトルについては、市の施設で選別、圧縮、保管等を行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者、有識者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会において、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項の審議を行なう。
- ・ まちの美化及び清掃活動、一般廃棄物の分別排出、資源物の資源化及び再利用の促進等を推進する組織である、ごみゼロ化推進員の活動を支援し、自主的な地域リサイクル活動を推進する。